

プラント状況確認結果(令和2年1月14日～令和2年1月21日)

令和2年1月22日
福島県原子力安全対策課

令和2年1月14日～令和2年1月21日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

プラント状況(1月21日午前11時)

以下の項目について、実施計画*に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の檜葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら([県HP](#))を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1号機	2号機	3号機	4号機 ^{※2}
原子炉 ^{※1} (核燃料)	冷却	注水量(m ³ /h)	2.8	2.8	3.1	—
		圧力容器 底部温度(°C)	16.3	20.1	20.4	—
	未臨界確認	キセノン135濃度 (Bq/cm ³)	1.13×10 ⁻³	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
圧力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0.04	0.14	—
使用済燃料 プール	冷却	水温(°C)	19.6	18.9	17.5	—

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

(1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果(1月21日午前10時)

最小 0.385(MP-6)～最大 1.248(MP-4) μSv/h ⇒[計測地点の地図](#)

(2) 発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果(1月20日採取分)

最小 検出限界値未満(6号機取水口前) ※検出限界値は約0.45 Bq/L
～最大 2.0(1～4号機取水口内南側) Bq/L

※港湾口は悪天候により採取中止

⇒[計測地点の地図](#)

(3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果(1月20日採取分)

5、6号機放水口北側：検出限界値未満 ※検出限界値は約0.61 Bq/L
南放水口付近：検出限界値未満 ※検出限界値は約0.68 Bq/L

⇒[計測地点の地図](#)

(4) 発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら([東京電力HP](#))を御覧ください。

(5) 1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(1月17日採取分)

最小 検出限界値未満 (3、4、5、6号機、構内深井戸)

※各検出限界値は 5.0、5.3、3.4、3.9、3.2 Bq/L

～ 最大 350 (2号機) Bq/L

トラブルの概要 (令和2年1月14日～令和2年1月21日)

この一週間におけるトラブルについて、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■ 所内共通ディーゼル発電機 (A) の不具合について (1月15日発生)

午前11時11分頃、非常用電源としての所内共通ディーゼル発電機 (A) の定例試験を実施していたところ、過電流の警報が発生し受電遮断器が動作 (開放) しました。

このことから東京電力は午前11時34分に所内共通ディーゼル発電機 (A) を非待機としました。所内電源は外部電源により確保されており、非常用の電源として、所内共通ディーゼル発電機 (B) も健全であることを確認しております。

点検・調査の結果、所内共通ディーゼル発電機 (A) 運転中に系統電圧が変動したことに伴い、ディーゼル発電機を保護するために設置している過電流継電器の動作点まで発電機電流が一時的に上昇し、過電流継電器が動作したことによるものと判断しました。東京電力は本原因をふまえ、今後は発電機電流を過電流継電器の動作点まで上昇しないように監視・調整する旨を手順書に明記することとしています。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) をご覧ください。

■ 構外にて負傷者の発生について (1月13日発生)

1月13日発生した増設雑固体廃棄物焼却設備設置工事での協力企業作業員の負傷者について、医師の診察を受けた結果、「右手挫創」、「右環指動脈断裂」、「右小指第二関節脱臼骨折」入院加療約1～2週間ほど、通院加療約3ヵ月を要する見込みと診断されました。

詳しくはこちら [\(3\)](#) をご覧ください。

* 実施計画及び監視項目に関する解説

○実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組（設備設置含む）について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

○注水量及び圧力容器底部温度

1～3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

○キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では1 Bq/cm³以下であることが定められています。

○窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値（2.5%）よりも低いことを確認しています。1～3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

○水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では60℃（1号機）または65℃（2、3号機）以下で管理することが定められています。

（お問い合わせ 024-521-7255）